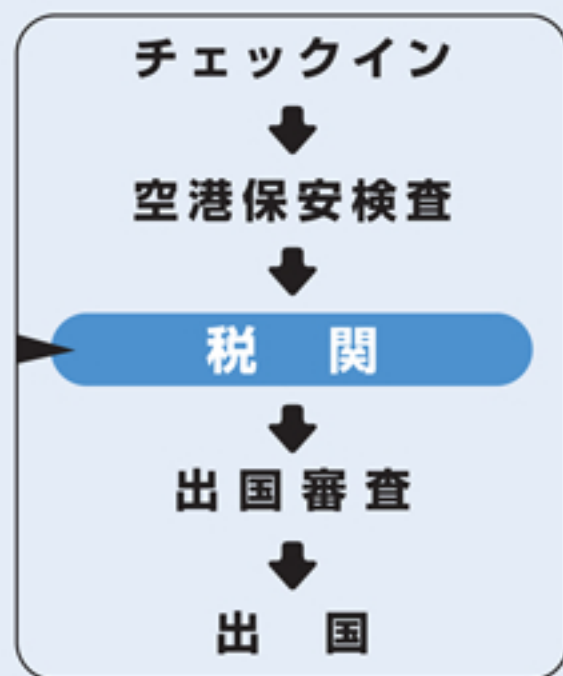


外国に出かけるとき。 出国時の税関手続



現金等の持出し

100万円相当額以上(北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては10万円)の現金、小切手(トラベラースチェックを含む)等を外国に持ち出す場合、「**支払手段等の携帯輸出・輸入申告書**」に必要事項を記入の上、税関に提出してください(用紙については、税関職員にお申し出ください)。

輸出免税物品の確認

外国に持ち出すことを前提に、市中(空港外)の免税店で購入した免税品については、購入時に免税店が発行した「**輸出免税物品購入記録票**」を現品と添えて、税関に提出し輸出証明の確認を受けてください。

外国製品持出しの届出

現在国内で使用している外国製品(腕時計、バッグ、指輪等)を外国に持ち出す場合、出国時に税関の確認を受けていないと、入国(帰国)時に外国で購入したものと区別できずに課税される場合がありますので、**現品を添えて税関に届出**を行ってください(用紙については、税関職員にお申し出ください)。

(注意)

●輸出免税物品、外国製品などについては、現品の確認を行いますので、機内預けとする場合には、航空会社に荷物を預ける前に空港や港の税関職員に連絡し、確認を受けてください。

●商業貨物や高価な物品などを外国に持ち出す場合には、一般の貨物と同様の輸出手続が必要となる場合があります。

こんなお土産には要注意



偽ブランド品等

偽ブランド品や海賊版などの知的財産を侵害する物品は輸入できません。



ワシントン条約該当物品等

絶滅のおそれのある野生動物およびそれらの野生動物植物を使用した製品は、ワシントン条約などにより輸出入が規制されており、輸出国の機関が発行する輸出許可書などの証明書等がないと輸入できません。代表的なもの(生きているものでは、サル、カメ、インコ、ラン、サボテンなど。製品では、印材(象牙)、革製品(ワニ、ニシキヘビ、オーストリッチ)、漢方薬(麝香、熊の胆を含有)など)



肉製品

外国からの肉製品は、原産国や製品によって、日本に輸入ができないものがあります。代表的なもの(米国の牛肉、ビーフジャーキー、ソーセージなど)

◆詳しくは農林水産省動物検疫所 <http://www.maff-aqs.go.jp/>



動植物

「土」、「土付きの植物」、「植物を害する検疫病害虫」、「いねわら、いねもみ(朝鮮半島、台湾を除く)」は、輸入が禁止されています。また、このほかのものでも、原産国・地域によって、輸入が禁止されているものがあります。代表的なもの(アジア(朝鮮半島を除く)からのグアバ、ライチなど)

◆詳しくは農林水産省植物防疫所 <http://www.pps.go.jp/>



外来生物法で規制されているもの

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系に被害を及ぼすもの等については、輸入が規制されています。代表的なもの(カミツキガメ、上海ガニなど)

◆詳しくは環境省自然環境局 <http://www.env.go.jp/>



医薬品や化粧品等

医薬品や化粧品等については、個人が自分で使用するために輸入できる数量が決まっており、これを超える場合には、厚生労働省の手続が必要です。詳しくは厚生労働省にご確認ください。

●医薬品及び医薬部外品…2ヶ月分(医者の処方せんが必要な処方せん医薬品は1ヶ月分)

●外用剤(要指示薬を除く)…1品目24個

●化粧品…1品目24個



銃刀法で規制されているもの

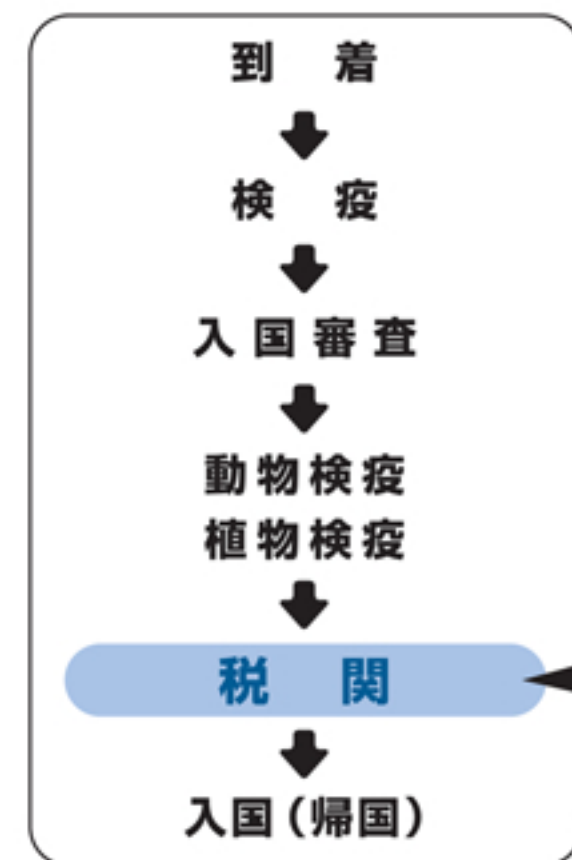
猟銃、空気銃、サーベルなどの銃砲・刀剣類は、輸入が規制されています。輸入するには、事前に警察や文化庁などの許可が必要です。



大麻の種子

大麻の種子の輸入は規制されています。また、大麻の不正栽培や、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、大麻取締法で処罰されます。

日本に帰ったとき。 入国(帰国)時の税関手続



携帯品の申告

税関では、外国から入国(帰国)される全ての皆様に、輸入が禁止・規制されている物品の有無、免税範囲を超える物品の有無等について確認をしています。迅速かつ適正な通関を図るため、「**携帯品・別送品申告書**」1通に必要事項を記入の上、税関に提出してください(※裏表紙をご覧ください)。また、申告の際に氏名等を確認するため、パスポート等の提示を求められることがあります。

外国から送った荷物の申告

携帯品とは別に、**外国から日本に送った荷物(別送品)**については、携帯品の一部として、免税の適用や簡易な税率の適用を受けることができます。別送品がある時は、「**携帯品・別送品申告書**」2通に必要事項を記入の上、税関に提出してください(送る荷物には「別送品」(Unaccompanied baggage)の記載をお願いします)。

現金等の持込み

100万円相当額以上の現金、小切手(トラベラースチェックを含む)等を外国から持ち込む場合、「**支払手段等の携帯輸出・輸入申告書**」に必要事項を記入の上、税関に提出してください(用紙については、税関職員にお申し出ください)。

免税範囲等



免税範囲と税額

外国(日本の免税売店を含む)で購入した品物を日本に持ち込む(輸入する)場合、一定の数量又は価格を超える場合には、原則として、以下の税金を納めていただく必要があります。



品名	免税範囲		免税範囲を超えた時の税額
酒類	3本 (1本760ml)		<ul style="list-style-type: none"> ●ウィスキー、ブランデー…500円/本 ●ラム、ジン、ウォッカ…400円/本 ●リキュール、蒸留酒…300円/本 ●ビール、発泡酒、ワイン…200円/本
たばこ	紙巻 または 葉巻	(原産国) 日本製200本 (原産国) 外国製200本	11円/本
	葉巻 または その他	(原産国) 日本製400本 (原産国) 外国製400本	
	その他	50本 / 100本 250g / 500g	
香水	2オンス (1オンス約28ml)		15%
その他の物品	20万円 (1個で20万円を超える場合は、その全額に課税されます)		(同時計、万年筆等の関税が無料のものは消費税のみが課税)

①商品・商品サンプル等は免税になりません。

②20歳未満の方は酒類とたばこが、6歳未満のお子様はおもちゃなど本人が使用するもの以外は免税になりません。

③上記の免税範囲を超えた場合で、1個(組)が10万円を超えるものや、食用海苔などが含まれる場合には、上記以外の税率が適用されることがあります。詳しくは税関にお問い合わせください。



輸入禁止品

■日本への輸入が禁止されている主なもの

- 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMAなど
- けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
- 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
- 貨幣、紙幣等、有価証券、クレジットカードなどの偽造品など
- わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品



密輸に関する情報がありましたら
密輸情報ダイヤルへ

シロイ クロイ
0120-461-961